不登校未然防止
「初期対応マニュアル」(Ver.2)

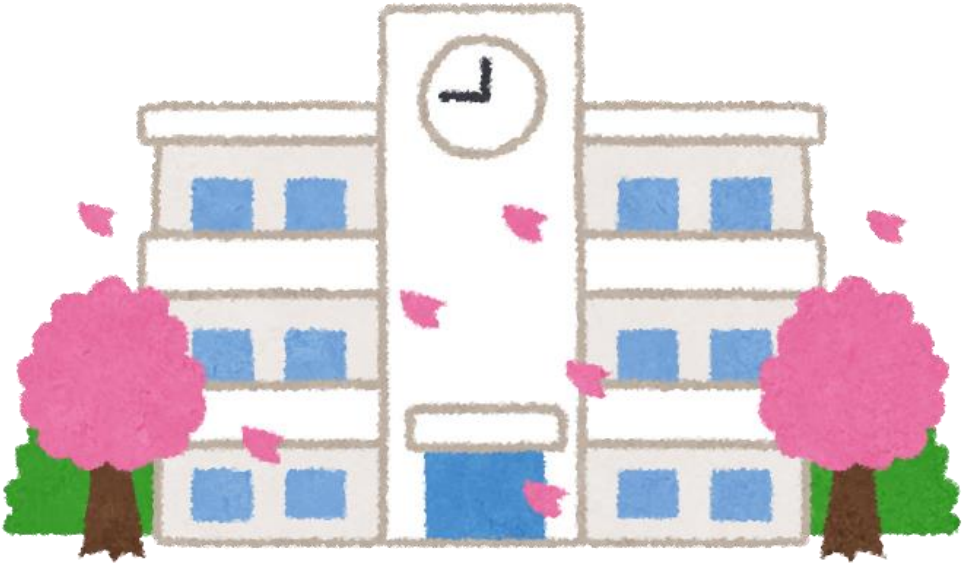

2023 年 4 月

盛岡市教育委員会

目　　次

１．不登校の未然防止に向けて
(1) 初期対応の重要性 …１
(2) 不登校の早期発見 …２
(3) 不登校の初期対応 …３
(4) 長期欠席児童生徒「個票」 …４
(5) ケース会議（事例検討） …５
(6) 不登校を長期化させないための取組 …６

２．「初期対応マニュアル」 …８
欠席連絡の電話対応 …９
欠席１日目の対応 …10
欠席２日目からの対応 …11
連続欠席３日目・月累計７日目の対応 …12
パターン別の対応例 …13

３．有効な支援に向けて
(1) 不登校対策Ｑ＆Ａ …14
(2) スクールソーシャルワーカーの活用事例 …19
(3) ＩＣＴ活用による支援例 …20

４．参考資料編
（参考資料１）長期欠席と不登校との違い…23
（参考資料２）実態把握シート …24
（参考資料３）ケース会議記録シート …25

１．不登校の未然防止に向けて

（１）初期対応の重要性

※「連続３日」「月３日」の欠席に早期の対応を！

【盛岡市の不登校児童生徒出現率の推移】

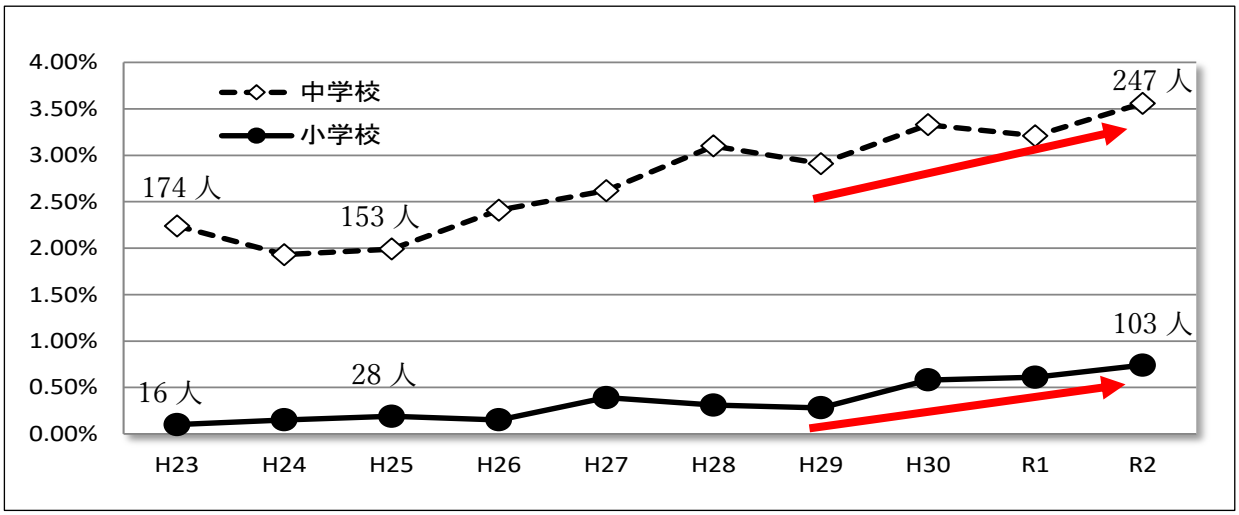

不登校児童生徒に対して様々な支援や取組を行っているところですが、市内小・中学校の不登校児童生徒数は近年増加傾向にあります。特に、平成 30 年度から大きく上昇傾向にあり、生徒指導上の喫緊の課題となっています。

自己肯定感を高め、居場所づくりや絆づくりに向けた取組を引き続き実施すること、不登校を未然に防ぐ取組の充実がより一層求められます。

また、本市の不登校児童生徒の「月別欠席日数」を集計した結果、**１学期までは「月３日」前後の欠席**で推移している児童生徒が、**小学校は約 40%、中学校は約 20%**いることが分かりました。欠席日数が「30 日」を超えるまでには、少なくとも１か月半の猶予期間があることから、この「月３日」の初期段階で、児童生徒の状況に応じた働きかけを適切に行うことが大切です。

前年度までの欠席状況が鍵

前の学年で 30 日以上の長期欠席が見られた児童生徒や、前の学年までに累積で 30 日以上の欠席がみられる児童生徒には、欠席が２～３日続いただけであっても不登校の予兆と捉えましょう。また、前年度までに欠席や遅刻などが目立つ児童生徒の場合には、休み始める前から配慮することなども考えられます。

（中略）前年度の欠席状況を知っていれば、特別な心理検査等を行わずとも、誰にでも予兆か否かを判断したり、事前の準備ができたりするわけですから、基本的な情報として教職員で共有しておくことが大切です。

国立教育政策研究所
「生徒指導リーフ『不登校の予防』より

３日間で、まず行動！

不登校は、①何らかの困難や不適応状況に対し、②自力では対処できず、③周囲の適切なサポートが得られないときに起こります。

困難や不適応状況が起こり始めたときに、自力で立ち向かう力が少しでも強く、周囲のサポートもしやすいうちに、教師は１日でも早く対応したいものです。

（中略）ただの風邪だとあったとしても、とにかく集まり、教師間で情報交換をしてみること、学校生活をその児童生徒や保護者がどう受け止めているのか確認してみること、誰が、どこまで（どこから）なら動けるか見つけることなどです。「まずは様子を見よう」「登校刺激は控えよう」と言って行動しないことではありません。

岩手県教育委員会
「学校不適応対策指導資料№１」より

※不登校の予兆に気付けば、対応が早くなる。

【不登校の予兆チェックリスト】

全教職員による実態把握と情報収集

～健康面～
◇顔色が悪い・表情がさえない
◇頭痛・腹痛などの体調不良の訴えが増えた
◇体調を崩しやすい
◇イライラしていることが多い
～生活面～
◇遅刻や早退、保健室の利用が増えた
◇服装や言葉遣いに乱れが見られる
◇休み時間、孤立している
◇授業中、だるそうにしている
◇給食の量が著しく減少又は増加した
◇友人関係でトラブルがあった
◇愚痴やネガティブな発言が増えた
～学習面～
◇学習意欲が低下した
◇特定科目の日に欠席・欠課が増えた
◇提出物や学習用具等の忘れ物が増えた
～家庭環境～
□家庭環境に変化があった
□きょうだいの欠席が増えている
□ゲームをする時間が増えている
～参考～
◆昨年度欠席数（10 日以上は要チェック）
◆「心とからだの健康観察」

【行動観察のポイント】

全教職員で学校生活を観察

登校：挨拶時の反応、顔色、表情、遅刻
↓
朝の会：出席確認、表情、顔色、体調
↓
授業：表情、顔色、早退、保健室利用
移動：一人で移動していないか
休憩時間：孤立していないか
↓
昼休み：昼食中の様子
↓
↓
下校：挨拶時の反応、表情、顔色
（部活動時）

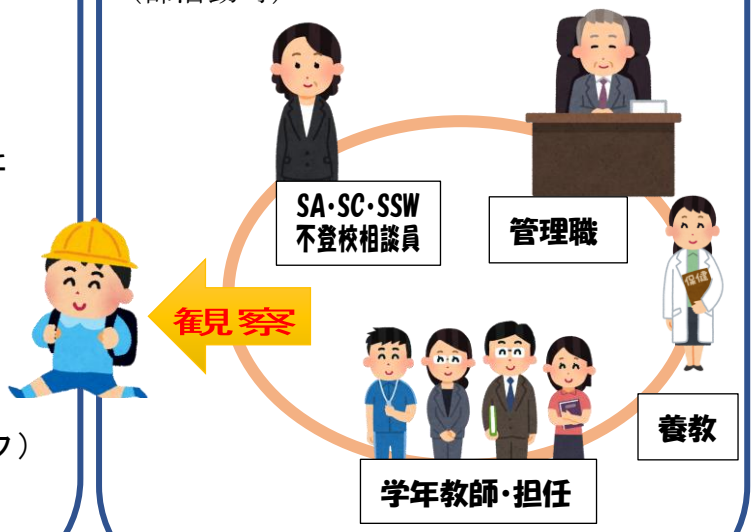

学年会や対策チームで情報共有･共通認識

該当する項目が
あった場合

不登校の予兆に気付いたら、対応策を検討
↓
「初期対応」を始める。（次頁へ）

（３）不登校の初期対応

【不登校の予兆チェックリスト】

～健康面～
- ◇顔色が悪い・表情がさえない
- ◇頭痛・腹痛などの体調不良の訴えが増えた
- ◇体調を崩しやすい
- ◇イライラしていることが多い

～生活面～
- ◇遅刻や早退、保健室の利用が増えた
- ◇服装や言葉遣いの乱れが見られる
- ◇休み時間、孤立している
- ◇授業中、だるそうにしている
- ◇給食の量が著しく減少又は増加した
- ◇友人関係でトラブルがあった
- ◇愚痴やネガティブな発言が増えた

～学習面～
- ◇学習意欲が低下した
- ◇特定科目の日に欠席・欠課が増えた
- ◇提出物や学習用具等の忘れ物が増えた

～家庭環境～
- □家庭環境に変化があった
- □きょうだいの欠席が増えている
- □ゲームをする時間が増えている

～参考～
- ◆昨年度欠席数（10 日以上は要チェック）
- ◆「心とからだの健康観察」

【予兆に気付いたら】

①実態把握（参考資料２）
- ・登校できている時に声掛け
- ・担任を中心に実態把握

②情報収集（参考資料２）
- ・保護者から聞き取り
- ・家庭の変化、兄弟姉妹の変化
- ・校内での情報収集
- ・学校生活の変化

③「情報共有」「共通認識」
- ・学年会議や職員会議での情報共有
- ・個人情報の取り扱いに注意

【長期化させないために】

※ケース会議を始める

④「対策チーム」を結成

⑤対応策の検討（参考資料２・３）
- ・対策チームで対応策を検討

※「長期欠席児童生徒個票」を活用

連続欠席 ３ 日　　**月欠席 ７ 日**

欠席１日目
【電話連絡】
- ○ 朝　：病状（けが）、本人の様子等の確認
- ○夕方：医療機関の診察、家での様子の確認

（P10 参照）

連続欠席２日目～
【家庭訪問】
- ・子どもの実態を把握
- ・保護者の聞き取り

（※P11 参照）

月欠席３～６日目
【家庭訪問】
- ・子どもの実態を把握
- ・保護者の聞き取り

（※P11 参照）

～病欠の場合は、医療機関の診察結果を確認～

連続欠席３日目／月欠席７日目
子どもの状況を校内（学年）で共有

※支援が必要な場合は、校内（学年）会議やケース会議等を開き、個に応じた支援策を検討する。

※３日、７日に限らず、必要に応じて情報を共有する。

（※P12 参照）

「長期欠席児童生徒　個票」

※昨年度の欠席状況も踏まえ、見守りが必要な児童生徒の欠席の場合は、７日に満たなくても、「個票」の作成を始めてください。

※月初め「長期欠席児童生徒の報告」の際、「個票」を提出（一覧表には記載不要）してください。

児童生徒の欠席が「月７日以上」になったら、「長期欠席児童生徒の一覧表及び個票」の作成し、対策に活用しましょう。

（４）長期欠席児童生徒「個票」

※活用（記録・対策検討・引継ぎ）できる「個票」の作成を！

プルダウンから選択します。

- ●「**不登校**」
- ●「**交通事故**」
- ●「**病気（内的疾患）**」
- ●「**けが（外的疾患）**」
- ●「**家庭事情**」
- ●「**その他**」

理由の分類については（参考資料１）を参照してください。メニュー以外の理由を直接入力することは控えてください。

★欠席３日で「対策チーム」結成となるため、報告は「１１００」となっていることを確認してください（病気・けがは除く）。

★「関係機関」には、福祉・医療・FS 等が含まれます。

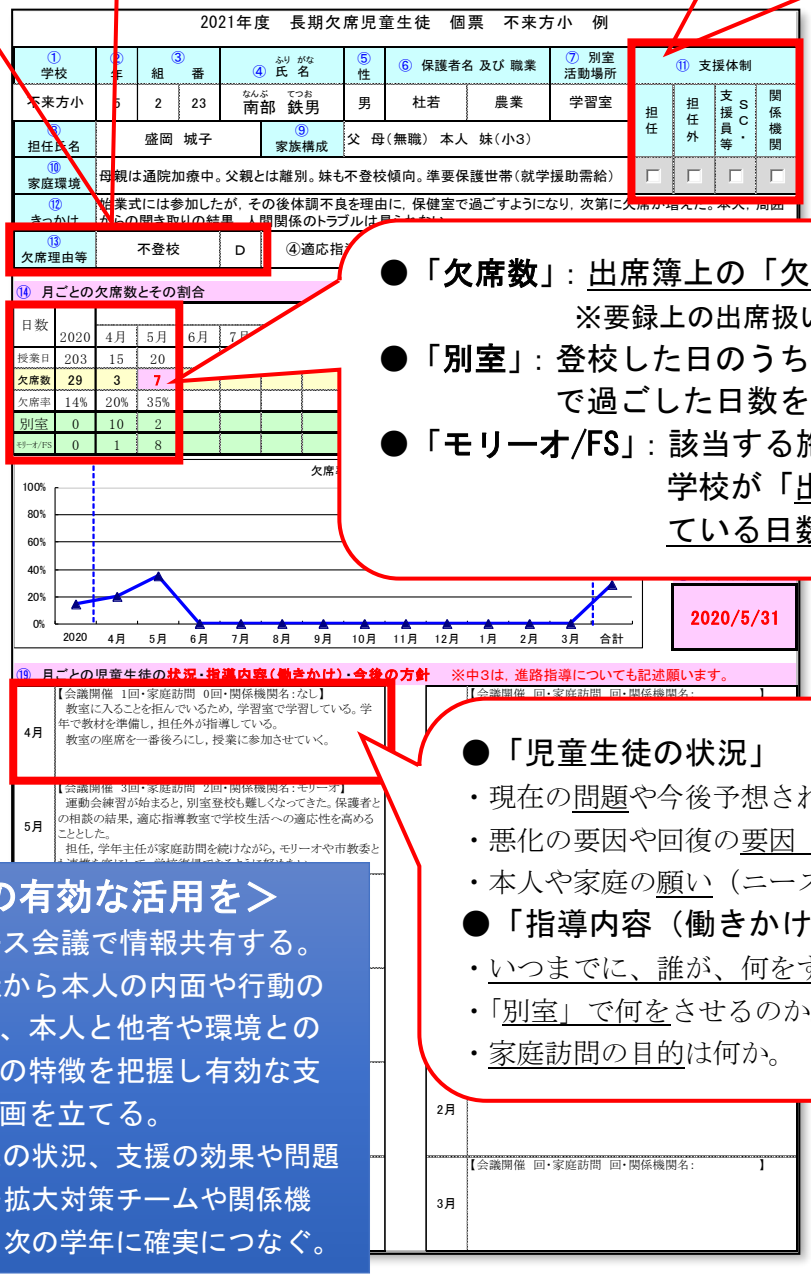

- ●「**欠席数**」：出席簿上の「欠席」を入力
  ※要録上の出席扱いは含まない。
- ●「**別室**」：登校した日のうち、「別室」のみで過ごした日数を入力
- ●「**モリーオ/FS**」：該当する施設を利用し、学校が「出席扱い」をしている日数を入力

- ●「**児童生徒の状況**」
  - ・現在の問題や今後予想される問題は何か。
  - ・悪化の要因や回復の要因（資源）は何か。
  - ・本人や家庭の願い（ニーズ）は何か。　等
- ●「**指導内容（働きかけ）**」
  - ・いつまでに、誰が、何をするのか。
  - ・「別室」で何をさせるのか。
  - ・家庭訪問の目的は何か。　等

＜「個票」の有効な活用を＞

①記録：ケース会議で情報共有する。

②対策：記録から本人の内面や行動の特徴、本人と他者や環境との関係の特徴を把握し有効な支援計画を立てる。

③引継：本人の状況、支援の効果や問題点を拡大対策チームや関係機関、次の学年に確実につなぐ。

（５）ケース会議（事例検討）

不登校「対策チーム」
（年度初めに必ず組織しましょう。）

●ケース会議（事例検討）とは、複数の教職員で意見を出し合い、子どもに応じた対応策を検討する会議のことです。このチームを機能させ、担任一人で抱え込まないようにしましょう。

チームになろう	対策チームを結成	対策チームに、当該児童生徒に関わる担任、学年団、養護教諭、部活動顧問、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を加えて構成する。 ※前年度の欠席状況によっては、予兆段階でチームを結成する必要がある場合があります。遅くても３日目までには行動しましょう。
チームで理解しよう	共通認識	担任からの事例の概要説明を聞き、子どもや家庭の状況を共通認識する。 ◆本人の内面・行動の特徴は？ ◆他者や環境（人的・物的）の状況は？ ◆本人と他者・環境との関係の特徴は？　等
チームで見つけよう	情報共有	事例に関する事実・情報を共有する。 ◆登校できている日の授業や部活動での様子、休み時間の様子は？ ◆欠席している日の電話連絡や家庭訪問での様子は？ ◆本人、家庭、学校のねがい（ニーズ）は？ ◆どんな場面や誰との関係で苦戦している？ ◆うまくいっていることや役立ちそうなこと（資源）は？
チームで考えよう	対応策の検討	支援が必要な部分の確認と検討をする。 ◆どのように苦戦しているか ◆乗り越えられそうな課題と乗り越えさせ方（折り合い）は何か →「別室なら大丈夫」「好きな教科なら大丈夫」「〇〇先生となら大丈夫」「〇時からなら大丈夫」「〇〇だけなら大丈夫」「〇〇しないなら大丈夫」等 ◆いつ、誰が、何を、どのように、どの程度の期間で支援できるか
チームで決めよう	対応策の決定	意見を集約し、対応策を決定する。 ◆支援の目標・方針は？ ※子どもが今できていることから、少し頑張ればできそうなことを当面の目標とする。（スモール・ステップ） ◆「いつ」「どこで」「誰が」「何を」「どのように」「いつまでに」実施するか
チームで対応しよう	対応策の実践	役割を明確にして、複数の職員で支援する。 ◆子どもにとって混乱のない分担か 「校門で母から引き離すのは〇〇先生、別室で待っているのが△△先生」 「別室で負荷をかけるのが〇〇先生、教室でゆとりを与えるのが△△先生」等 ◆職員にとって負担のない分担か 「親と話すのは〇〇先生、子どもへの支援は△△先生、SC との連絡は◇◇先生」 「電話連絡は〇〇先生、別室での学習支援は△△先生、記録は◇◇先生」等
拡大チームで評価しよう	対応策の評価	支援に直接関わらなかった職員も含めた多くのメンバーにより構成した「拡大チーム」で、支援の効果や問題点を話し合う。 ◆行った支援は有効か ◆関わったメンバーは適切か ◆本人や保護者のニーズに合っているか ◆関係機関（医療・福祉）との連携は必要か

改善された支援の継続

（６）不登校を長期化させないための取組

ア　別室指導・別室登校の活用

・管理職、関係教職員、ＳＣ、ＳＳＷ等との連携を図り、保健室や相談室等の教室以外の学校の居場所を積極的に活用する。

・各校の実態や不登校の児童生徒の状況に応じて、徐々に学校生活への適応を図り、学級復帰を前提に支援・指導を進める。

イ　学校教育課・教育研究所との連携

（ア）担当指導主事の派遣

・必要に応じて、当課への電話相談やケース会議への派遣を要請する。

（イ）「ひろばモリーオ」の活用　※「ひろばモリーオ」パンフレット参照

・不登校の児童生徒の相談・指導を行うとともに、学校復帰や社会的自立を目指すことを目的に市内２か所に設置。

「ひろばモリーオ仙北教室」	（盛岡市仙北 2-4-13	019-635-3621）
「ひろばモリーオ青山教室」	（盛岡市青山 3-37-7	019-647-3661）

・入室に係る相談や見学等については、盛岡市教育研究所又はひろばモリーオ各教室までお電話ください。

盛岡市教育研究所（盛岡市津志田 14-37-2　019-651-4110 内線 7371）

（ウ）「いきいきスクール事業」の活用

・不登校の児童生徒とその保護者を対象に、農業体験やスポーツ、野外活動等の体験活動を実施。

・参加については、各校への案内文書に添付されている「参加申込書」にて申し込みください。

（エ）ＩＣＴ等を活用した学習活動の推進

・不登校による学習の遅れなどが、学校への復帰や中学校卒業後の進路選択の妨げになっていることが多いことから、コンピュータやインターネット、遠隔教育システム、メール、ＦＡＸ、郵送等を有効に活用し、家庭での学習活動を推進する。

・家庭に引きこもりがちな児童生徒が、自宅でＩＣＴ等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについては、その学習活動が児童生徒の自立を助ける上で有効かつ適切であるかどうかを踏まえて校長が判断する。

ウ　関係機関との連携

（ア）不登校の原因に「発達障がい」「問題行動」「虐待」の疑いがある場合、その実態を把握し、管理職の判断のもと、関係機関との連携を図る。

＊「発達障がい」

- 岩手県立療育センター（矢巾町医大通 2-1-3　　019-601-2777）
- 岩手医科大学いわてこどもケアセンター（矢巾町医大通 1-1-1　019-651-5111）
- 未来の風せいわ病院（盛岡市手代森 9-70-1　　019-696-2055）
- 前多小児科クリニック（盛岡市盛岡駅前通 9-10　　019-601-7478）
- 岩手県発達障がい者支援センター「ウィズ」（矢巾町医大通 2-1-3　　019-601-3203）
- 盛岡市教育委員会学校教育課特別支援教育担当（盛岡市津志田 14-37-2　　019-639-9045）
- 盛岡市障がい福祉部障がい福祉課（盛岡市内丸 12-2　　019-626-7508）

＊「問題行動」

- 盛岡東警察署（盛岡市内丸 3-3-40　　019-606-0110）
- 盛岡西警察署（盛岡市青山 3-37-1　　019-645-0110）
- 盛岡市教育委員会学校教育課生徒指導担当（盛岡市津志田 14-37-2　　019-639-9045）

＊「虐　　待」

- 盛岡市子ども家庭総合支援センター（盛岡市神明町 3-29　　019-601-2414）
- 岩手県福祉総合相談センター（盛岡市本町通 3-19-1　　019-629-9605）

（イ）民間において自主的に設置運営されている「フリースクール」などの施設を利用する。

・指導要録上の出欠の取扱いについては、市教育委員会と協議の上、当該施設と十分な情報共有・連携を図り、校長が判断を行う。

２．初期対応マニュアル

※次のような「予兆」や「特性」が見られる児童生徒には、**初期対応**が必要です。
（次頁以降を参照）

予　兆

・「予兆チェックリスト」に該当する項目がある。
・昨年度、30 日以上（場合によっては 10 日以上）の欠席がある。
・「心とからだの健康観察個票」において「要サポートライン」を超えている項目がある。
（真っ白な個票も、要サポートを疑って留意する必要あり）

特　性

行動・生活に乱れがある

- □規範意識が低い
- □ルール違反が見られる
- □基本的生活習慣が身に付いていない
- □わがままを通そうとする
- □あきらめが早い
- □生活リズムが不規則
- □非行傾向がある

こだわりが強い

- □些細なことを気にする
- □一つのことにこだわる
- □「～しなければ」という思い込みがある
- □他者に厳しい
- □物事を悪いほうに考える
- □思い通りにならないと落ち込む
- □他者の目を気にする

自己主張ができない

- □自分の考えをうまく表現できない
- □引っ込み思案
- □自己主張できない
- □気持ちを表現しない
- □おどおどしている
- □人付き合いが不得手
- □交友範囲が狭い
- □表情が硬い

欠席連絡の電話対応　～電話連絡の「聞く」「伝える」ポイント～

目　的

・欠席理由の確認

・実態把握（欠席の理由分析）
（病気か不登校の予兆を含む欠席か）

欠席連絡の電話を受ける

保護者から

本人から

【保護者からの連絡の場合】

「聞く」ポイント

◆病気（けが）の症状の確認

「熱は、何度ありますか？」

「他に、どんな症状がありますか？」

「起き上がれない(歩けない)状況ですか？」

等

◆家庭での過ごし方

「病院の診察に行きますか？」

「おうちには誰かいらっしゃいますか？」

等

※夕方に電話をかけることを伝える

「心配なので、夕方またご連絡します。」

欠席理由がはっきりしない場合は…

【保護者が困っているような場合】

「聞く」「伝える」ポイント

◆体調

「最近の体調はどうですか？」

「顔色や食欲など変わりはないですか？」

等

◆生活リズム

「何時に寝て、何時に起きていますか？」

「寝不足を訴えることはないですか？」

等

◆気になること

「お子さんの様子を見て、体調面・生活面以外に何か気になることはありませんか？」

「何か学校にできることはありませんか？」

【本人からの連絡の場合】

「聞く」ポイント

◆保護者（家族）の確認

「お家の人はいますか？替わってください。」

「家族は、休むことを知っていますか？」

等

◆病気（けが）の症状の確認

「熱は、何度あるの？」

「他に、どんな症状があるの？」

「起き上がれない(歩けない)感じかな？」

等

◆家庭での過ごし方

「おうちの人と病院に行くのかな？」

「おうちで看てくれる人は誰かいるの？」

「一人で大丈夫？ご飯はどうするの？」

等

※心配していることを伝える

「症状が心配なので、先生もおうちの人に連絡しますね。」

「一人が心配なので、時々電話をかけますね。夕方は明日の連絡を伝えますね。」

「症状以外でも何か気になることがあったらいつでも先生に話してね。」　等

本人からの連絡の場合であっても、保護者に連絡し保護者が**子どもの欠席や様子について困っている**ような場合は…

欠席１日目の対応　～電話連絡の「聞く」「伝える」ポイント～

目　的

・症状や過ごし方の確認
・実態把握（欠席の理由分析）
（病気か不登校の予兆を含む欠席か）

電話をかける

本人が出た

誰も出ない

保護者が出た

【本人が出た場合】

「聞く」ポイント

◆家庭での過ごし方
「今日は１日おうちにいたの？」
「何をして過ごしていたの？」　等

◆体調
「具合はどう？」
「病院には行った？」
「朝（昼）ご飯は食べれた？」　等

◆生活リズム
「今朝は何時に起きたの？」
「昨日はよく眠れた？」　等

◆気になること➡欠席の理由を考える材料
「何か気になることはない？」
「心配なことや不安なことはない？」
「しんどい（つらい）と思うことはない？」
「話したいことがあったら、いつでも先生に話してね。」　等

「伝える」ポイント

●明日の連絡
・時間割、持ち物

●連絡物についての説明
・（友達に）届けてもらった手紙など

●気持ちに寄り添う声かけ
「熱（咳）が出てしんどかったね。」
「今夜もゆっくり休んでね。」

●安心して登校できる声かけ
「今日は声が聞けてよかった。」
「先生もみんなも待ってるよ。」
「明日、〇〇さん来てくれるとうれしいな。」

【留守番電話に残す内容】

■体調
「具合はどうですか？」

■明日の連絡
「明日の時間割は～で、持ち物は～です。」

■安心して登校できる声かけ
「待っています。」

■気になること
「気になることがあれば、いつでもご連絡ください。」

【保護者が出た場合】

「聞く」ポイント

◆家庭での過ごし方
「今日は何をして過ごしていたのですか？」

◆体調
「お子さんの具合はどうですか？」
「病院での診断はいかがでしたか？」
「食欲はどうですか？」

◆生活リズム
「睡眠は十分にとれているようですか？」

◆気になること
「お子さんの様子を見ていて、体調面・生活面以外に、気になることはないですか？」

「伝える」ポイント

●明日の連絡（時間割・持ち物）

●連絡物についての説明

●労いの言葉➡保護者が待っている言葉
「お忙しいところ、ありがとうございました。」

～本人の声も聞きたいことを伝え、できる限り直接話をしましょう～

欠席２日目からの対応　～家庭訪問の「見る」「聞く」「伝える」ポイント～

目　的

・症状や過ごし方の確認
・実態把握（欠席の理由分析）
（病気か不登校の予兆を含む欠席か）

家庭訪問する

本人が応対

保護者が応対

不在

【本人が応対する場合】

「聞く」ポイント

◆家庭での過ごし方
「今日は１日何をして過ごしていたの？」等

◆体調
「具合はどう？」「病院には行った？」
「朝（昼）ご飯は食べた？」　等

◆生活リズム　➡昼夜逆転、不眠はないか
「何時に起きたの？」「よく眠れた？」　等

◆気になること　➡欠席の理由を考える材料
「何か気になることはない？」
「話したいことがあったら、いつでも先生に話してね。」　等

※体調不良や表面的な症状の背景に、友達関係や学業面の不安は感じられないか探る。

「見る」ポイント

★体調　➡家庭の養育環境を知る手掛かり
・衣服や身体に汚れはないか
・寝起きか　など

★顔色や表情　➡子どもの心理状態、体調を知るバロメーター

「伝える」ポイント

●明日の連絡
・時間割、持ち物

●連絡物についての説明

●気持ちに寄り添う声かけ
「熱（咳）が出てしんどかったね。」

●安心して登校できる声かけ
➡子どもが待っている言葉
「今日は会えて良かった。」
「先生もクラスのみんなも待ってるよ。」

【手紙に残す内容】

■体調
「具合はどうですか？」

■明日の連絡
「明日の時間割は～で、持ち物は～です。」

■安心して登校できる声かけ
「待っています。」

■気になること
「気になることがあれば、いつでもご連絡ください。」

【保護者が応対する場合】

「聞く」ポイント

◆家庭での過ごし方

◆体調　➡不調はないか

◆生活リズム　➡昼夜逆転、不眠はないか

◆気になること
「お子さんの様子を見ていて、体調面・生活面以外に、気になることはないですか？」
「お母(父)さんが心配に思われていることはありませんか？」

※体調不良や表面的な症状の背景に、友達関係や学業面の不安は感じられないか探る。

「見る」ポイント

★身なり　…衣服、化粧など

★顔色や表情　…疲れや拒否はないか

「伝える」ポイント

●明日の連絡（時間割・持ち物）

●連絡物についての説明

●労いの言葉➡保護者が待っている言葉
「お忙しいところありがとうございました。」

～本人の顔が見たいことを伝え、できる限り直接会いましょう～

連続欠席３日目・月累計７日目の対応 ～情報共有ポイント～

目　的

- 欠席状況等の**確認**
- 管理職及び校内で情報**共有**
- 早期対応策の**検討**

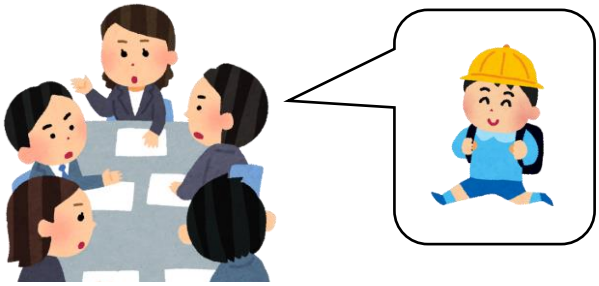

【校内対策チーム・ＳＣ・ＳＳＷ等で情報共有】

欠席状況等の確認（例）

共有した情報や検討した対応策は管理職に報告！

●電話連絡・家庭訪問時の様子（P10、P11 参照）

～本人・保護者について～

「１日何をして過ごしているか」「顔色や身なりはどうか」

「生活リズムは崩れていないか」「欠席に対する意識はどうか」

●過去の欠席状況

「昨年度の欠席日数、欠席理由は」「今まで、登校しぶりはあったか」

※必要に応じて、過去の担任から話を聞いたり、「長期欠席児童生徒個票」や「心とからだの健康観察」の確認をしたりする。

●直近の学習生活での様子（Ｐ２参照）

「学習のつまずきは？」「宿題や提出物等の忘れは？」「友達関係のトラブルは？」

「休み時間や部活動での様子は？」「遅刻や早退、保健室等の利用は？」

●ＳＣやＳＳＷ、関係機関等とのつながりがあるか確認

早期対応についての検討（例）

翌日、登校できそうな場合

★学校での受入態勢の確認

・保健室、別室、相談室等

「別室で何をすることが、この子のためになるか」

・時間差登校、放課後登校等

「どんな日程や時間割だと、この子は学校で過ごせるか」

★見守り体制の確認

・授業中、休み時間、放課後、部活動等の見守り体制の確認

★家庭連絡・家庭訪問等の確認

★ＳＣやＳＳＷとの連携強化

翌日、登校できそうにない場合

★朝の登校支援の確認

・家まで迎えに行くかどうか

・誰が迎えに行くか

・電話をするかどうか

★電話連絡・家庭訪問等の確認

「体調はどうですか？」

「遅れてきてもいいですよ。」

「別室で過ごしてもいいですよ。」

「迎えに行きましょうか？」等

★ＳＣやＳＳＷとの連携強化

★関係機関等にどうつなぐか

個に応じた支援については、次頁も参考にしてください。

パターン別の対応例　～特性に合わせて関わる～

重　要
・欠席７日を超えたら、特性に応じた支援に切り替えましょう。
・支援の有効性を常にチームで検証しましょう。

特性を捉える

「無関心」
行動・生活に乱れがある

□規範意識が低い　□ルール違反が見られる　□基本的生活習慣が身に付いていない　□わがままを通そうとする　□あきらめが早い　□生活リズムが不規則　□非行傾向

「不安」
こだわりが強い

□些細なことを気にする　□「～しなければ」という思い込みがある　□一つのことにこだわる　□他者に厳しい　□自分の思い通りでないと落ち込む　□物事を悪いほうに考える　□他者の目を気にする

～有効な支援方法～

【関係維持】
・電話や家庭訪問を継続する
・交換日記や連絡帳等を通して連絡を密にする
・児童生徒の友人を通してプリントを渡すなどする

【登校援助】
・登校を促す
・児童生徒の送り迎えを行う
・他の児童生徒のいない時間に登校してみることを勧める
・目標を細分化し、段階的に学校に慣らすようにする

【生活指導】
・社会のルールや校則などについて指導する
・規則正しい生活をするよう指導する

～お話を聞く際の留意点～

要因を把握しようと話を聞く際、別の理由で休んでいる子どもに「嫌なこと」を聞いていることがあります。その場合、「嫌なこと」を排除しても登校することはできません。
上記の支援に切り替え、
「枠組み（～しなければ）」を与えて登校へと動かしましょう。

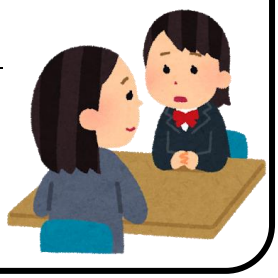

～有効な支援方法～

【関係維持】※左記に同じ

【家族支持】
・話合いをしたり、傾聴したりすることで、焦りや不安を抱える保護者や家族などを支える

【校内援助】
・相談担当や生徒指導担当に援助を求める
・養護教諭に援助を求める
・SC や相談員などに援助を求める

【別室登校】
・相談室や保健室で過ごせる環境を整える
・個別の学習室を設ける

【児童生徒支持】
・傾聴することで児童生徒を支える
・不安や焦りを聞くことで児童生徒を支える

【生活指導】※左記に同じ

【専門機関連携】
・適応指導教室と連携を図る
・児童相談所や病院、診断所と連携を図る

～お話を聞く際の留意点～

「～しなければ」に疲弊している場合が多く、こだわりから解放される「別室」は有効です。別室で担任以外の教師が、その**子どもなりの「理屈」を、屁理屈と思わずに共感的に聞き取って**あげましょう。学校に「落ち着く場所がある」「自分の理解者がいる」という安心感を与えることが大切です。

3．有効な支援に向けて

(1) 不登校対策Ｑ＆Ａ

盛岡市では、回復への手立てが見えない不登校児童生徒の状況について、臨床心理の側面等から対応の在り方や回復への方途を探る**「不登校にかかわる個別相談会」を年２回（６月・10 月）開催**しています。相談会の内容を「Ｑ＆Ａ」にまとめましたので、各学校における不登校対策の参考にしてください。

多様なアプローチの参考に…

支援の評価を大切に…

No.		相談内容	助　　言
児童生徒支援に関わること	1	**欠席の理由がはっきりしない子ども。**	基本的には、**理由を追究しなくてよい**でしょう。「嫌なこと」を聞くと、多くの理由が出るのは当然のことです。もし本人が「理由」を訴えるのであれば、それを除去します。除去しても登校できない、または「理由」を言わないケースであれば、「特性」に応じた支援に切り替えます。 低学年であれば、**「学校には来るもの」というルール**を、まずは理解してもらいましょう。「理由があれば休んでよい」という認識を与えてしまうと、成長につれ、様々な理由で欠席が増えることが危惧されます。 自己表現の苦手な子どもであれば、自覚していても表出できずに苦しさが増している場合があります。例えば、「勉強が分からない」と言って休み始めたが、その後、理由が曖昧になってきた場合は、初めに言った「勉強」を要因と捉え対応していきましょう。学習をサポートしても欠席が続く場合は、要因は他にあるものと捉えます。一つ一つ考えられる要因を除去しても、欠席が続く場合は、本人の**「特性」に応じた支援**に切り替えます。
	2	**「明日は登校したい」という気持ちはあるが、当日の朝になると不調になる子ども。**	不登校の子どもは、夕方や金曜日になると調子が良くなるケースが多いようです。そのため「明日は（来週から）行けそうだ」という気持ちになるのでしょう。しかし、朝になると不安になります。その時、辛さに共感するだけではなく、「行きたい気持ちもあるんだよね」と、**後戻りさせない**ようにすることが必要です。少し前に出ようとした子どもが、いったん元に戻ってしまうと、再度前に進むためにはかなりのパワーが必要になり、あの時に行っていればよかったという後悔につながります。 例えば大人（担任や校長先生等）と「明日は…」「行事には…」という「予定」を立てることや「約束」をすることは、不登校の子どもにとって大きな負担といえます。**約束を果たせない自分**が見えているからです。「嘘つき」になってしまう自分から逃れるために、徐々に大人と話をしなくなる可能性もあります。この点にも留意しながら、子どもを「後戻りさせない」ようにしていきたいものです。

	相談内容	助　　言
3	今までは模範となるような生活態度だったのに、急に休み始めた子ども。	先生が示す規律やルールにみんなが従って生活することに居心地のよさを感じていた子どもにとって、中学年以降、周りの子どもに変化が表われると、様々なことに納得がいかなくなってきます。なぜ私語をしてはいけない授業中にうるさくなるのか、なぜそれを先生は注意しないのか、なぜ自分だけ我慢しているのか。途端に、学級や先生が嫌になり、自分だけ頑張っていることが理不尽に思えてしまい、苦しくなるのです。 こういう子どもには、「今日からルールを変えます。〇〇していいです」等と言葉で説明してあげると適応できる場合もあります。「先生が〇〇してはダメと言ったから」と先生の言葉にこだわっている子どもが多いからです。その子が適応できるルールを「言葉」で伝えると、納得する子どももいます。
4	休んでいることを何とも思っていない（罪悪感のない）子ども。	何とも思っていないのではなく、思っていないように振る舞えるとも考えられます。登校すると何事もなかったかのように普通に過ごしている子どもの中には、そう振る舞える時に登校しているというケースもあるかもしれません。その場合、なぜ登校できたのか、本人から聞くことができると、有益な情報となるでしょう。しかし「なぜ来れたのか」「なぜ来れなかったのか」等、「なぜ」を説明するのは、子どもにとっては難しいことです。「来れなかった時と比べて、今日は何がよかったの？」と尋ねたり、仮説があれば「今日は〇〇さんと一緒だったから来れたの？」等、聞いてあげると負担は軽いでしょう。 また、参加できた授業や行事があったならば、「これは 100 点満点中、何点？」と聞き「70 点」と答えたならば、「残りの 30 点は何？」と聞くことで、その子が抱える困難さを教えてくれるかもしれません。質問の仕方を変えながら、その子が話しやすい状況を作ることは大切です。その子を知ろうとすることや理解するということも、大切な支援です。
5	教室復帰させたいが、タッチ登校をすると、すぐに下校してしまう子ども。	一瞬だけでも学校に来れたことが、その子の感じている罪悪感を軽減させるのでしょう。罪悪感によって状況が悪化するよりは、タッチ登校で和らげてあげることも支援の一つと言えます。 タッチ登校した際に、例えば「誰もいないから、教室を見ていく？」という誘いを受け入れた場合、学校の中に関心を持っている子どもと言えます。そういう子どもには、定期的に学校や学級の中の様子を伝えていきましょう。学級通信や座席表などを見せるだけでも有効です。休んでいても、自分が戻った「学校の中」をイメージできていると、教室復帰も円滑になります。

苦しんでいるのは保護者も一緒です。子どもの回復のために、保護者の思いに寄り添うことも大切です。

親として、これだけやっているのにどうして登校できないのかしら…。
何のせい？
誰のせい？

保護者さんのお気持ちも分かるけど…。
どう寄り添ったらよいのだろう。

保護者対応に関わること	1	**医師から「無理をさせないように」という助言を受け、登校刺激に迷いを感じている保護者。**	保護者「医師に、無理をさせないように、と言われました。」 学　校「それで症状が取れるんですね、よかったですね。症状が和らいできだら、次はどうなってほしいですか？」 保護者「学校に行ってほしいです。」 医師の助言は、<u>身体症状を改善するための助言</u>です。しかし、再登校させようと無理を続けてきた保護者にとっては「無理をしなくてよい」という言葉に救われるのでしょう。そのような保護者心理を受け止めつつ、症状が改善した際、<u>円滑に学校生活に戻る</u>ことができるよう、学校としては<u>登校支援を継続</u>していくことを保護者に伝え、理解してもらいましょう。
	2	**家庭のことや子育てに悩みや課題を抱えている保護者。**	保護者「自分も体調が悪いので、世話をしたり登校させたりすることが困難です。」 学　校「それは大変ですね。相談できる機関を紹介しますよ。相談機関までお世話をしてくれる人（※<u>SSW</u>）もいますよ。」 「お母さんに負担をかけないように、〇〇さんには、直接、お話（支援）をさせていただきますね。」 家庭環境に課題があるケースでも、学校が家庭の支援をすることは困難です。保護者の子育てをサポートしたり、家庭環境を改善したりするのは、必要に応じて<u>関係機関に情報提供</u>するなどし、専門機関に任せましょう。その分、学校は子どもへの登校支援や学習支援を厚くしたいものです。保護者の状況が影響し、子どもへの支援が行き届かない場合は、<u>保護者は介さず、直接本人にアプローチ</u>しましょう。子どもが回復すれば保護者も安心し、その後の子育ての充実にもつながるものと考えます。 もし、保護者の意向等により本人の目視ができなくなった場合は、「一定期間、本人に会えないと、<u>市に報告</u>しなければならない」という国のきまりがあることを保護者に伝えることが必要です。学校が本人の安全確認をできることが、保護者にとっても負担がないことを理解してもらいましょう。 ※<u>ＳＳＷ</u>…スクールソーシャルワーカー （活用事例については、Ｐ19 を参照）

		相談内容	助　　言
	3	**「子どもの意思を尊重したい」という思いから、欠席をさせる保護者。**	保護者「今は、子どもの意思を尊重して休ませようと思います。」 学　校「本当は登校してほしいけれど、今は不調だから、休ませてあげたいと思っているのですね。」 人は「大きな望み」と「小さな望み」をもっているものであり、不登校の子どもにも「学校で勉強して立派な人になりたい」という「大きな望み」と、「今日は休みたい」という「小さな望み」があるものです。「小さな望み」だけを尊重すると、子どもによっては、「大人は分かってくれない」と心を閉ざす場合があります。欠席が長期化したことで薄れかけた「登校したい」という「大きな望み」を忘れさせないように、「行きたくない」という思いも受け止めてあげましょう。 「本当は行きたいと思っているけれど、不安で行けないんだよね。」と声をかけてあげるとよいでしょう。 保護者も同様です。上記のように、保護者にも、忘れかけている「大きな望み」を思い出させてあげるとよいでしょう。
	4	**「子どもが不安定になるので登校刺激しないでほしい」と訴える保護者。**	保護者「先生が来ると、泣いたり暴れたりするから、会いに来ないでください。」 学　校「不安定になったお子さんをおうちで見なければならないのはお母さんですから、大変ですよね。〇〇さんのことが心配なので訪問させていただきたいのですが、誰なら会ってもらえそうですか？」 不安定になっている子どもを家庭でみなければならないのは保護者です。暴力や暴言に耐えたり、身体症状に苦しむ子どもを看病したり、保護者の辛さは相当なものでしょう。そのような保護者の立場を理解し、労いの言葉をかけてあげたいものです。 同時に、現状のままでよいか、考える機会にもしたいものです。例えば、家庭訪問の際に、 「落ち着いているようで、お母さんよかったですね。 〇〇さんにとっては、欠席という選択が幸せなのでしょうか。」 と、保護者と一緒に悩むスタンスで投げかけてみてもよいでしょう。 「本当は、登校できたほうが幸せなのだろうけれど…」 という言葉を保護者から引き出せるかもしれません。機を逃さず、再登校に向けた支援を一緒に考えましょう、と保護者と連携したいものです。 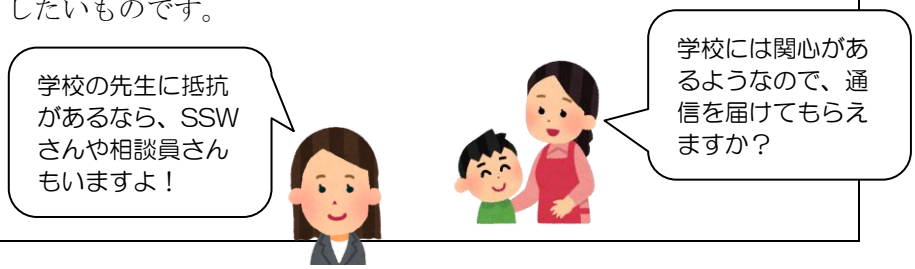

		相談内容	助　　言
	5	学校からの来校依頼や教師の家庭訪問に抵抗を示す保護者。	例えば、校長面談をするために来校を依頼した場合、保護者としては、担任にも話しているのに、それ以上のことを聞かれるのではないか、という不安や負担を感じているのでしょう。 同様に、ケース会議をするために来校を依頼した場合でも、これまでも親としてやれることはやってきたのに、これ以上何をするよう言われるのだろうと抵抗を感じてしまう保護者もいるでしょう。 家庭訪問も同様です。**保護者を労うための訪問**であれば、徐々に受け入れるのではないでしょうか。子どもを回復させようと、疲弊している保護者には、協力依頼よりも、学校の支援を評価する立場になってもらうとよいでしょう。来校や家庭訪問の際は、協力依頼よりも**労いの言葉**、親として努力していることを**肯定する言葉**をより多くかけられるよう努めたいものです。 （家庭訪問で…） 学　校「お母さん、お仕事も休まれて、大変ですね。」 保護者「お母さんも大変だからって、子どもに洗濯をやらせてみたんです。」 学　校「お母さん、それはいいですね。」 保護者「意外と、楽しそうにやってくれて、助かりました。」 学　校「お母さん、それは良かったですね。」

各学校においても、該当するケースがあると思われますが、当然ながら、すべての子どもや保護者にとって有効な対応とは言えません。上記助言については、**子どもを知る、保護者を知る手がかり**としながら、ケースに応じた支援につなげていきたいものです。

なお、「不登校にかかわる個別相談会」のほか、市教育委員会では、次の学校支援を行っておりますので、ぜひご相談・ご活用ください。

①学校出前講座「生徒指導講座（不登校）」…講義後、個別の相談にも対応します。

②指導主事による訪問指導…ケース会議に参加し、対応策について一緒に検討します。

③小学校学級経営・授業づくり支援訪問…授業参観後、学級経営等の相談・助言を行います。

※「不登校にかかわる個別相談会」（年２回：６月・10 月実施）

岩手大学大学院の教授を講師に招聘し、臨床心理の側面から多様なケースに助言を頂いております。

開催通知は、例年４月と９月に各校へ送付しています。ぜひ、活用をご検討ください。

(2) スクールソーシャルワーカー活用事例

盛岡市には、県からスクールソーシャルワーカー（以下ＳＳＷ）が派遣されています。スクールカウンセラー（以下ＳＣ）が担う**役割との違いも踏まえ**、不登校対策に有効に活用しましょう。

スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ） ～「環境」を整える役割～	スクールカウンセラー（ＳＣ） ～「心」を整える役割～
【主な職務】 ①課題（不登校・いじめ・貧困・虐待等）を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ ・面談や家庭訪問等の相談支援 ・関係機関や地域の社会資源の情報提供、紹介　等 ②学校内におけるチーム支援体制の構築・支援、アセスメントやプランニングに対する支援 ・具体的支援の提案や助言 ・ケース会議の運営と進行 ・教職員に対する支援方法等の研修　等 ③関係機関とのネットワークの構築、連携・調整 ・関係機関への訪問、情報交換、打合せ ・関係機関を交えた支援会議の開催や運営　等	【主な職務】 ①児童生徒へのカウンセリング ・相談室での面談活動 ・授業中の児童生徒の行動観察　等 ②カウンセリング等に関する教職員及び保護者への助言・援助 ・個別・集団対応に関する教職員への助言 ・来校した保護者への相談活動 ・校内研修での助言・援助　等 ③カウンセリング等に関する情報収集・提供 ・当該校のカウンセリングに関する課題の発見 ・カウンセリングに関わる研修会等の情報提供　等

SSW 活用の好事例

※対応の仕方は、ケースによって異なります。

適切な関係機関につなぎ、家庭を支える環境を整えてくれました。 不登校の要因は、複雑化・複合化しています。その背景にいち早く気付くことができるのは、家庭に介入できる SSW です。 生活困窮やヤングケアラー、家族関係の課題等は、福祉機関に。保護者の疾患や子どもの発達の特性等は、医療機関に。複雑に絡み合った要因を紐解き、場合によっては、警察、児童相談所、フリースクール、家庭裁判所等と連携し、家庭が抱える課題の改善に向け、有効な支援を行います。	**保護者の子育てをサポートし、子どもの生活環境を整えてくれました。** 不登校児童生徒の状況が悪化するケースの中には、保護者の状況（心身の不調、経済困難等）が影響していることもあります。 子どもを病院で受診させたり、役所等で必要な手続きを行ったり、学校で面談を行ったり等が困難な保護者に対しては、SSW が同行しサポートすることにより、子どもにとって望ましい安心・安全な生活が保障されるよう支援を行います。
登校に寄り添い、朝の困難さを一緒に乗り越えてくれました。 不登校児童生徒の中には、登校したい気持ちがあっても、登校に伴う困難や不安が影響し、朝、不調になってしまう子どももいます。 SSW が家庭訪問をして一緒に登校したり、大きくなった不安を傾聴しつつも後戻りしないように登校を促したりすることで、欠席の長期化や引きこもりを防いだり、欠席している罪悪感を和らげたりすることができます。	**ケース会議で支援策の提案や助言をし、チーム体制の充実を図ってくれました。** ケース会議においては、不登校児童生徒の情報共有だけではなく、(複数いる場合は優先順位を決めて）一人一人の状況に応じた支援策の検討や評価が必要です。 SSW の社会福祉等の視点に基づく、支援に向けての具体的な提案や助言により、回復の手立てが見えない不登校児童生徒への対応の在り方について、学校が見通しをもつことができます。

★SSW派遣に関わる問合せ先

①SSW が配置となっている学校…拠点校の副校長又は、SSW に直接連絡

②SSW が配置されていない学校…学校教育課 SSW 担当（☏639－9045）

(3) ＩＣＴ活用による支援例

不登校児童生徒が円滑に学校や教室に再登校できるように、登校が順調ではない間も、先生との絆や学校との**つながりを切らさない**ようにすること、**学習の機会を保障**することは大切です。ICT を有効に活用した支援例を参考として、実践に生かしてください。

別室からのオンライン授業

安心できる別室で学習を積み重ねることで、欠席による不安感や罪悪感を和らげることができ、登校や教室復帰のハードルを下げる有効な支援の一つになります。

活用例

- 児童生徒が希望した授業の時間は、板書と授業者だけが見える位置にタブレット端末を置き、授業を配信する。
- 本人の状況によって、発表等のやりとりをコメントで行う。
- プライバシー保護の観点から、授業配信は校内のみとし、家庭より別室登校での学習を推奨する。

別室での学習が順調になることで次にどう進めそうか、本人が回復までのビジョンを持てるように支援しましょう。

家庭における ICT を活用した学習

家庭内において ICT 等を活用した学習を行うとき、ガイドライン（次頁参照）に示した要件を満たしている場合は、指導要録上出席扱いとすることができます。

留意したいこと

- ガイドラインに示した要件（1）（3）（5）を保護者と共有することにより、学校とのつながりを維持できるようにすること。
- 円滑な学校復帰のための支援であることを保護者と共有し、再登校へのアプローチは継続すること。

引きこもりがちな期間が長期化しないように、モリーオやフリースクール等での相談・指導を受けることができるよう支援しましょう。

学校行事・授業の動画配信

リアルタイムではないので、児童生徒が自分の生活リズムや心身の状態にあわせ、負担なく視聴することができます。

期待できる効果

- 授業、集会、体育行事や文化行事等の Teams 配信等
  →学校の雰囲気や様子を知ることができ、適度な登校刺激になる。
- 授業動画は、できる範囲で配信
  →学力保障より情報提供（校内の様子）に主眼を置くことで、教職員の負担軽減になる。

欠席していても学校や学級の様子に興味がある児童生徒にとっては、動画から校舎内へ、教室内へとスモールステップによる学校復帰が期待できます。

ひろばモリーオにおける ICT 活用

「モリーオ」では、Wi-Fi 環境を整備し、通級している児童生徒の学習支援につなげています。

工夫できること

- 担任からモリーオの児童生徒のタブレット端末にメッセージを送り、所属学級等の情報を共有する。
- 板書の写真や学習シート等を送付し、モリーオでの学習支援につなげる。
- 録画した学校行事等の様子をモリーオからいつでも視聴できるようにする。（Teams 配信等）

登校に気持ちが傾いてきた児童生徒には学校の様子や授業の内容を把握することができ、安心感につながります。

【ＩＣＴ等活用についてのガイドライン】

（盛岡市教育委員会　令和４年４月作成）

出席扱い等の要件	留意点　（保護者と共通理解を図る点）
(1)　保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。	◇「十分な連携・協力関係」とは ①　当該児童生徒に対する支援計画について共通理解が図られている。 ②　当該児童生徒の指導過程について共通理解が図られている。 ③　当該児童生徒の家庭における生活状況や学習状況の情報共有が図られている。 ※①②③が満たされていること
(2)　ＩＣＴ等を活用した学習活動とは、ＩＣＴ（コンピュータやインターネット、遠隔教育システム）や郵送、ＦＡＸなどを活用して提供される学習活動であること。	◇活用されるＩＣＴ等例 ・　民間業者提供のＩＣＴ教材 ・　学校の学習プリントや通信教育教材 ・　在籍校の授業を自宅に配信（同時双方向型やオンデマンド型）
(3)　訪問等による対面指導が適切に行われることを前提とすること。対面指導は、当該児童生徒に対する学習支援や将来の自立に向けた支援などが定期的にかつ継続的に行われるものであること。	◇「対面指導」を行う者 ・　在籍校の教員 ・　スクールカウンセラー ・　スクールソーシャルワーカー ・　不登校対策相談員
(4)　学習活動は、当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること。なお、学習活動を提供するのが民間事業者である場合には、「民間施設についてのガイドライン」（前掲）を参考として、当該児童生徒にとって適切であるかどうか判断すること。	◇「学習プログラム」について ・　当該児童生徒及び保護者と相談の上、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰のために必要な学習活動を計画すること
(5)　校長は、当該児童生徒に対する対面指導や学習活動の状況等について、例えば、対面指導に当たっている者から定期的な報告を受けたり、学級担任等の教職員や保護者などを含めた連絡会を実施したりするなどして、その状況を十分に把握すること。	◇「定期的な報告」について ・　当該児童生徒についての共通理解を図る場を定期的に設けること。 ・　民間業者提供のＩＣＴ教材を活用している場合、当該児童生徒の学習状況は定期的に業者から保護者に提供されていることから、学校が情報共有できる場（「連絡会」等）を設定することが望ましい。
(6)　ＩＣＴ等を活用した学習活動を出席扱いとするのは、基本的に当該児童生徒が学校外の公的機関や民間機関において相談・指導を受けられないような場合に行う活動であること。なお、上記(3)のとおり、対面指導が適切に行われていることを前提とすること。	◇対面指導を前提とすることについて ・　ＩＣＴ等を活用した学習活動により、家庭に引きこもりがちな期間が長期化しないように、個々の状況を踏まえつつ学校外の公的機関や民間施設等での相談・指導を受けることができるよう支援していくこと。

(7)　学習活動の成果を評価に反映する場合には、学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合であること。	◇「評価」について ・　出席扱いとした場合、必ずしもその成果を評価に反映しなければならないわけではない。 ・　観点別学習状況及び評定を記載できない場合でも、ＩＣＴ等活用による学習状況を所見欄に文章記述するなど、次年度以降の児童生徒の指導に生かすという観点から適切な記載がのぞまれる。 ・　民間業者が提供する教材やインターネット上の学習システムを活用する場合は、当該教材の学習履歴や学習時間、確認テストの結果などに基づいて評価に反映することも考えられる。

※　上記の要件を満たすとともに、その学習活動が、当該児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、自ら登校をした際に、円滑な学校復帰が可能となるような学習活動であり、かつ、当該児童生徒の自立を助ける上で有効・適切であると判断する場合に、指導要録上「出席扱い」とすることができる。指導要録の記載については、出席日数の内数として出席扱いとした日数と児童生徒が活用した学習活動を記入すること。

【ＩＣＴ等を活用した学習活動を行った場合の出席扱いの日数の換算の目安】

<table>
<tr><th>学　年</th><th>対面指導の日数</th><th>「出席１日」に換算できる学習状況</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>小学１年生</td><td rowspan="3">１～２週間に１回以上

※教員（または SC、SSW、不登校対策相談員）による対面（登校が困難な場合は家庭訪問）の指導や相談を行うことが前提。</td><td>○家庭内での学習のみの場合
１日 90 分（授業２時間分）以上＝出席
○家庭外での活動も含む場合
１日 45 分以上＋家庭外活動＝出席</td><td rowspan="2">家庭学習例
（ICT 教材の他）
・学校（塾）の宿題
・読書
・市販ドリル　等
家庭外の活動例
・塾、習い事
・スポーツ活動
・地域活動　　等</td></tr>
<tr><td>小学２年生
～６年生</td><td>○家庭内での学習のみの場合
１日 135 分（授業３時間分）以上＝出席
○家庭外での活動も含む場合
１日 90 分以上＋家庭外活動＝出席</td></tr>
<tr><td>中　学　生</td><td>○家庭内での学習のみの場合
１日 200 分（授業４時間分）以上＝出席
○家庭外での活動も含む場合
１日 150 分以上＋家庭外活動＝出席</td><td>家庭学習例
（ICT 教材の他）
・学校（塾）の宿題
・市販教材　等
家庭外の活動例
・学習塾
・スポーツ少年団
・地域活動　　等</td></tr>
</table>

※　当該児童生徒及び保護者と連携し、学習状況等についての記録を残しながら支援を進めていくことが望ましい。

４．参考資料編

（参考資料１）長期欠席と不登校との違い

※「長期欠席」に「不登校」は含まれる。

長期欠席

年度間（１年間）に欠席日数と「出席停止・忌引き等の日数」の合計が 30 日以上

不登校　何らかの心理的・情緒的・身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために、年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いた者。

【長期欠席の理由分析】

不 登 校	何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくてもできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的な理由」を除く。）
○「不登校」の分類 (1) **学校における人間関係**：友人関係又は教職員との関係に課題を抱え登校しない（できない）。 (2) **学習活動等**：学習や進路に係る不安や部活動等への不適応によって登校しない（できない）。 (3) **学校生活**：きまりのある集団生活や転入・進級時の不適応によって登校しない（できない）。 (4) **家庭環境**：生活環境の変化や家庭内の不和等にストレスを感じて登校しない（できない）。 (5) **あそび・非行**：遊ぶためや、非行グループに入っていることなどのため登校しない。 (6) **無気力**：無気力で何となく登校しない。登校しないことへの罪悪感が少なく、迎えに行ったり強く催促したりすると登校するが、長続きしない。 (7) **不安**：登校の意志はあるが、漠然とした不安を覚え登校しない（できない）。 (8) **その他**：本人や保護者と話をしても上記のような傾向が見えず、理由がはっきりしない。	
交通事故 けが（外的疾患） 病気（内的疾患）	本人の心身の故障等（けがを含む）により、入院、通院、自宅療養のため、長期欠席した者。（自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると本人の周囲の者が判断する場合を含む。）
家庭事情	(1) 家計が苦しくて教育費が出せないとか、生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者。 (2) 保護者の教育に関する考え方、登校についての理解度、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から、長期欠席している者。
そ の 他	上記いずれにも該当しない理由により、長期欠席した者。
○「その他」の具体例 (1) 外国での長期滞在、国内外への旅行のため、長期欠席している者。 (2) 連絡先が不明なまま長期欠席している者。 (3)「病気」「経済的理由」「不登校」の理由により、登校しなかった日数の合計が 30 日に満たず、学校教育法又は学校保健安全法に基づく出席停止、学年の一部の休業、忌引き等の日数を加えることによって、登校しなかった日数が 30 日以上となる者。	

記入日：　　年　　月　　日

（参考資料２）実態把握シート

盛岡市立　　学校　　年　　組（通常学級・特別支援学級）

児童生徒名：　　性別：　男　・　女

【昨年度欠席日数】 日／授業日数　　日	【長期欠席児童生徒個票】☐あり　☐なし 【心とからだの健康観察】☐要サポート　☐なし

登校意識	本　人：☐大変弱い ☐弱い ☐普通 ☐強い ☐大変強い 保護者：☐大変弱い ☐弱い ☐普通 ☐強い ☐大変強い	興味関心	好きな教科・活動（　　） 嫌いな教科・活動（　　）

【本人の特性】※該当する箇所にチェック、複数チェック可
☐学業不振がある　☐友人とトラブルになりやすい　☐発達障害の傾向が見られる（　　）
☐何らかの障害・疾患を持っている（　　）
☐その他（　　）

【欠席時の本児の様子】※該当する箇所にチェック、複数チェック可
☐規則正しい生活ができている　☐家庭学習ができている　☐電話連絡に出る　☐家庭訪問に出る
☐自室にこもっている　☐ゲームやスマホ等に熱中している　☐その他（　　）
≪家庭での本児の様子≫

【家庭・保護者の様子】※該当する箇所にチェック
家庭の状況：☐良好　☐気になる様子あり
親子の関係：☐良好　☐気になる様子あり
≪家庭状況や保護者の考え・対応≫

【家族構成】
【家族以外の協力者】☐あり（　　）☐なし

【学校での様子】※該当する箇所にチェック
教職員との関係：☐良好　☐気になる様子あり（　　）
友人関係／集団内での様子：☐良好　☐気になる様子あり（　　）
（備考）

【ＳＣとの連携】☐している　☐していない　☐する予定がある
対象者　：☐本人　☐父　☐母　☐その他（　　）
継続予定：☐あり　☐なし

【ＳＳＷの連携】☐している　☐していない　☐する予定がある
対象者　：☐本人　☐父　☐母　☐その他（　　）
継続予定：☐あり　☐なし

【関係機関との連携】☐している　☐していない　☐する予定がある
☐子ども家庭総合支援センター　☐児童相談所（岩手県福祉総合相談センター）
☐ことりさわ学園　☐せいわ病院　☐医大病院　☐フリースクール（　　）
☐その他（　　）

【校内支援チームメンバー】☐担任　☐副担任　☐学年団（　　）
☐不登校担当（　　）　☐ＳＣ　☐ＳＳＷ　☐生徒指導担当　☐管理職　☐養護教諭
☐特別支援Co　☐その他（　　）

【校内でのケース会議】☐している　☐していない　☐する予定がある

【支援の方針】

記入日：　　年　　月　　日

（参考資料３）ケース会議記録シート

盛岡市立　　学校　　年　　組（通常学級・特別支援学級）

児童生徒名：　　性別：　男　・　女

≪本人の意向≫

≪保護者の意向≫

≪関係機関からの情報≫

≪支援状況≫

ケース会議参加者	
支援目標	

役割分担	短期目標	支援の検証 （支援は有効だったか、実践の難しさは何か）
担任：		
学年：		
生徒指導：		
養教：		
(　　)：		

≪確認・同意事項≫

【参考】

・文部科学省　国立教育政策研究所　生徒指導リーフ「不登校の予防　Leaf.14」

・岩手県教育委員会「学校不適応対策指導資料　№１」（平成 20 年 10 月 22 日）

・岩手県教育委員会「学校不適応対策指導資料　№25」（平成 22 年８月 31 日）

・「不登校支援の効果に関する校種間比較―不登校状態と支援方法の適応関係の再分析から―」

（岩手大学大学院　山本奬教授　「岩手大学教育学部研究年報　第 74 巻」平成 27 年３月）

・「不登校状態に有効な教師による支援方法」

（岩手大学大学院　山本奬教授　「教育心理学研究　第 55 巻第 1 号」2007 年）

・「不登校の理解と対応―学校の組織的対応―」（岩手大学大学院　山本奬教授）

・スクールカウンセラー活用指針　平成 30 年 10 月（令和２年２月改訂）　（岩手県教育委員会）

・スクールソーシャルワーカー活用指針　令和２年４月　（岩手県教育委員会）

盛岡市教育委員会事務局

学校教育課

TEL：０１９－６５１－４１１０